

## 質問回答書

件名	デトックス・トリップ宮崎魅力向上等業務委託	
NO	質問内容	回答
1	ニーズ調査項目に関しまして、項目を20～30たてて、それぞれに質問を1つ以上問う認識でよろしいでしょうか。また、アンケート回答者に県産品などのプレゼント企画を行うことは可能でしょうか。	調査項目については、最低でも設問自体が20～30という認識ですが、項目（20～30）別に質問を1つ以上、問う形でも問題ありません。 また、プレゼント企画を行うこと自体を提案していただくことは問題ありませんが、ニーズ調査を目的としておりますので、費用がプレゼント企画に偏ることのないようご注意ください。
2	WEBページ制作につきまして、株式会社トラベルジップ様に画像、データを提供する際、制作費や手数料が発生いたしますでしょうか。発生する場合はメニュー料金表などありますでしょうか。	WEBページの制作については、「みやざき観光ナビ」の運営保守会社（株式会社トラベルジップ）が行うため、制作費が発生します。  本委託業務で制作するコンテンツ（写真やテキスト、モデルコース）の量や「みやざき観光ナビ」内での展開方法によって、金額の多寡はありますが、目安として、現在公開中の、「デトックス・トリップ宮崎公式サイト（ <a href="https://detoxtrip.kanko-miyazaki.jp/">https://detoxtrip.kanko-miyazaki.jp/</a> ）」を、内容をそのまま「みやざき観光ナビ」内で展開する場合は、40万円程度の制作費が発生します。  なお、WEBページ制作に係る経費は本委託業務の費用に含まれますのでご注意ください。
3	（1）ターゲットのニーズ調査・分析 ① サンプル数350以上の地域別（首都圏・大阪圏・福岡）の目標設定数はありますでしょうか。	サンプル数の個別の目標設定数はありません。 地域別のバランスを見ながら、極端にサンプル数に偏りのないようご注意ください。 これまで首都圏を中心にプロモーションをしてきましたが、本コンテンツのターゲット層のニーズを効果的に捉えられるような、地域別のサンプル数の提案をお願いします。
4	（2）ワークショップ運営業務 ① ワークショップ開催回数の想定（設定）はありますでしょうか。 ② ワークショップ参加者は県内在住者、県外在住者、リアル開催、オンライン開催など条件はございますでしょうか。	ワークショップは、本県の地域資源を掘り起こし、最終的には、地域に偏りのないモデルコースを5本以上作成することを目的としています。 ①開催回数は、上記目的を達成できるような回数をご提案ください。 ②上記目的を達成できれば、参加者（県内在住者、県外在住者）や開催方法（リアル開催、オンライン開催）は問いません。より効果の高い方法をご提案ください。

5	<p>WEBページの作成範囲について、作業工程のどこからどこまで含まれますでしょうか。</p> <p>①ページデザインからコーディングまでこちらで行い、そのデータをトラベルジップ様に納品。その後サーバーに設置していただく。</p> <p>②ページデザインはこちらでデータを作成し納品。</p> <p>コーディングからサーバーへの設置をトラベルジップ様に依頼する。</p> <p>③ページデザインからコーディング、サーバーへの設置を全てトラベルジップ様に依頼する。</p> <p>①～③に該当がない場合もしくは、認識が不足している場合は補足いただけますでしょうか。</p>	<p>WEBページについては、「みやざき観光ナビ」の運営保守会社（株式会社トラベルジップ）が制作を行うため、本業務の受託業者が実施する作業工程としては、ページ構成及びWEBページに掲載する文章、画像の提供までを想定しています。</p> <p>WEBページは、現在のデトックス・トリップ宮崎 (<a href="https://detoxtrip.kanko-miyazaki.jp/">https://detoxtrip.kanko-miyazaki.jp/</a>) のような、一般的なWEB展開は考えておらず、「みやざき観光ナビ」内の1コンテンツとして、専用CMSから登録するため、本業務の受託業者によるページデザインや、コーディング、サーバーへの設置作業は発生しません。</p>
6	<p>特別徴収実施確認の開始誓約書（様式第8号）の1. 領収証書の写し添付について、領収証書の代用として「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の通知書」を添付し提出することは可能でしょうか。</p>	<p>「特別徴収実施確認書・開始誓約書（様式第8号）」の領収書の添付については、給与所得者に係る個人税の特別徴収を実施（納付）していることを、宮崎県内の従業員が多く居住する市町村の領収書の写し（過去6ヶ月のうち1回分でも可）により確認するために求めているものです。</p> <p>したがって、領収書の写しを添付できない場合、「給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収税額の決定通知書」の写しでは足りないため、本県に居住する従業員を雇用している場合は、各市町村の税務窓口で確認印を押印されたものをご提出ください。</p>
7	<p>パンフレットおよびポスターについてはそれぞれ宮崎県庁への一括納品を想定すればよろしいでしょうか？納品先や分納等の指定がある場合はお教えいただけますと幸いです。</p>	<p>ご賢察のとおり、宮崎県庁への一括納品を想定しています。</p>